



# すばいす

消費生活情報紙

令和元年7月  
(2019年)

第123号

表紙

## 平成30年度 相模原市消費生活相談の概要

2,3頁

## チケットトラブル急増中!

4頁

## 夏休み子ども消費者教室 ~8月21日(水)開催~

**こんなハガキが届いていませんか?**

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ  
訴訟管理番号(あ)259

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から債務不履行による民事訴訟として、訴訟が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご滞りなき場合は、原告側の主張が全面的に受諾されるまで裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご連絡となりまして、個人情報保護の保護や守秘義務などが関係いたしますので、ご本人様からご連絡いただきますようお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成××年××月××日

取り下げ等お問い合わせ相談窓口  
△△-△△△△-△△△△  
受付営業時間(日、祝日は除く)  
平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民生活お客管理センター  
〒000-0000 東京都千代田区豊ヶ岡〇〇-〇〇

**「脅し」**  
訴訟、裁判、強制などの言葉で脅しをかけて不安な気持ちにさせます。

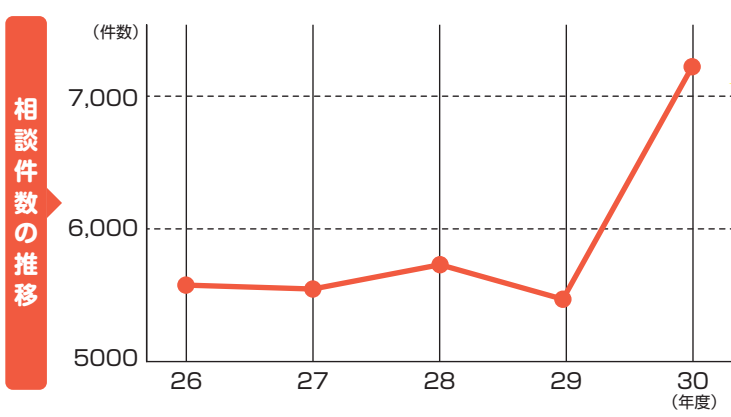
**「焦り」**  
最終期日をハガキ到着後23日以内とすることで、焦らせて判断能力を弱らせます。

**「信用」**  
法務省、裁判所などの公的機関に似せた名称を使い混用させていただきます。

このようなハガキは架空請求です! だまされてはいけません!!  
対処方法は、相手にしない(無視する)ことです。  
少しでも不安や心配な気持ちになったら、消費生活総合センターにご相談ください。

すばいす120号抜粋

## 平成30年度 相模原市消費生活相談の概要



**31%前年度比  
増!!**

### 市内全体の相談件数は7,195件

消費生活相談件数は前年度(5,467件)と比較すると、1,728件増加し、7,195件となりました。

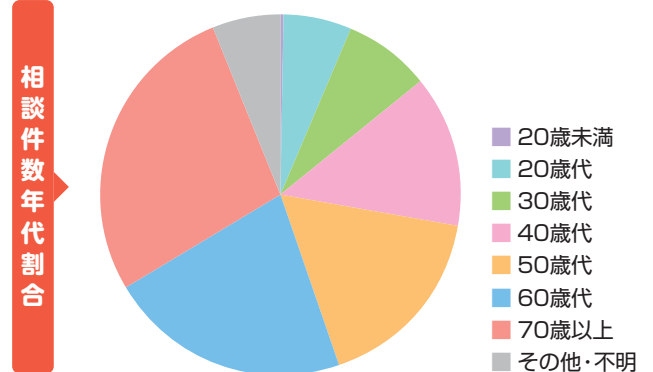
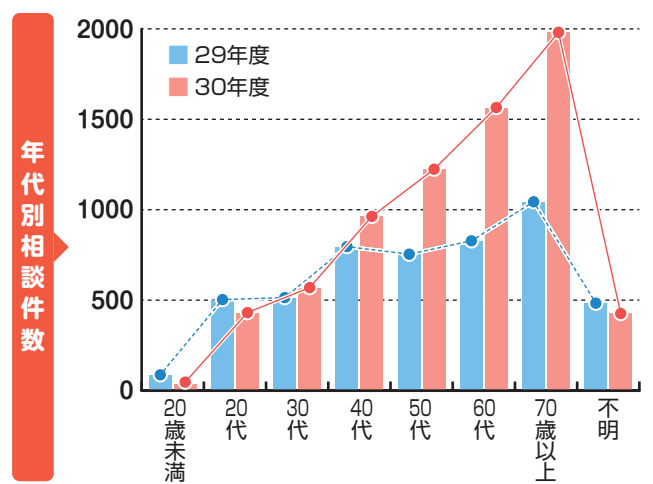
消費生活センターへの相談方法は、電話が6,088件、来所が1,107件で、約85%が電話による相談でした。

区域別に見ると、緑区1,574件、中央区2,664件、南区2,649件、その他308件でした。

### 架空請求ハガキに注意!

年代別相談件数の比較では、前年度と同じく70歳以上の相談件数が一番多く、次に多いのが60代でした。50代、60代、70歳以上の相談件数を合わせると、全体の約3分の2を占める結果となりました。

また、60代と70歳以上の相談件数を前年度の相談件数と比べると約90%増加しました。その増加した内容の大半は、全国的に送られている架空請求ハガキです。



架空請求ハガキの影響により、  
相談件数が平成29年度から  
**1,728件増加!!**



# チケット トラブル 急増中!

音楽のライブや舞台、スポーツ観戦などのチケットを手に入れようとした時あなたはどのようにしていますか？ラグビーワールドカップ2019・日本大会や東京オリンピック、パラリンピックも迫る中、SNSや電子掲示板で購入しようとしたチケットが届かない、転売されたものでは入場できない、価格は定価を大幅に上回っていた等のトラブルが急増中です。

## トラブル事例1

- ★アイドルのコンサートチケットが入手できず、SNSの掲示板で仕事の都合で行けなくなったという人と連絡を取り、代金を前払いで相手の指定する口座に振り込んだが、届いたものは単なる紙切れだった。
- ★知人からチケットは届いたが、そのアイドルのチケットは転売禁止になっており、本人しか利用できないと言われ、当日入場できなかった



## アドバイス

個人間の取引は相手と連絡が取れなくなったりすることがあるので、転売チケットを購入しないことが最善の予防策ですが、どうしても購入する場合は、注文前に本当にチケットが手元にあるのか、また転売禁止ではないかチケットに記載してある条項等を写真で送ってもらうことも必要です。**転売禁止のチケットは本人以外入場できません。**

もし、転売が可能な場合は興行主や正規チケット販売業者が定めたルールに従う必要があります。事前に転売可能なチケットか、転売する場合はどのようなルールがあるか確認しましょう。



## トラブル事例2

- ★アイドルが海外で行うコンサートチケットの抽選に外れ、チケット転売仲介サイトを見てみたら、定価の何倍もの価格で販売されていた。絶対に見たかったのでクレジットカードで決済したが、チケットは公演3日前でないと届かないと記載があり不安。

## アドバイス

人気のチケットが手に入らない理由の一つに「転売屋」と呼ばれる業者や個人の存在があります。彼らは、希少価値の高いチケットを転売目的で大量に買い、転売仲介サイト等を利用して高値で販売します。このような行為は興行主や出演者にとって何の利益もありません。



欲しいチケットの名称をネット検索して一番上にあるサイトを公式サイトと勘違いして転売仲介サイトに申し込むトラブルが後を絶ちません。慌てずに公式サイトや信用できるチケット販売サイトなのか確認してください。

転売仲介サイトは本社所在地が海外の場合もあり、コミュニケーションをとるのが難しく、連絡が取れない場合もあるので注意が必要です。転売仲介サイトを利用する際には、届かない場合や会場に入れない場合に保証制度があるのか規約を確認し、注文確認メール等で注文した証拠を残し、もしものときに備えてください。

トラブルに遭った際には**早急に転売仲介サイトに連絡**する必要があります。

## チケットの高額売買を規制するため 「チケット不正転売禁止法」が2019年6月からスタートしました。

禁止される行為は、

「特定興行入場券(チケット)を不正転売すること」

「特定興行入場券(チケット)の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けること」

注：特定興行入場券とは、興行の日時・場所・座席(または入場資格者)が指定されたもので、**有償譲渡の禁止と本人確認の情報が記載されている**こと。

不正転売とは、興行主に事前の同意を得ずに業として行う有償譲渡で、販売価格を超えること。

**注意！** この法律はチケットの個人間売買について規制をするものではなく、全てのチケットの転売を禁止するものではないことにご注意ください。転売を禁止する内容の記載がないチケットや入場者の本人確認が行われないチケットは対象外となります。

**ラグビーワールドカップや東京オリンピックのチケットは  
公式の販売ルートからしか購入できません。**



チケットの購入は公式サイトで行い、余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときには、興行主や興行主から許可を得た公式リセールサイトであることを確認した上で利用しましょう。

公式リセールサイトはチケットが定価で売ることが可能で、公演が延期や中止になった時には払い戻しなどの補償もきちんと受けられます。





はかりの仕組みって知ってる？

お金をどう使う？

商品テストってなに？

# 夏休み子ども消費者教室

小学5年生と6年生を対象に、消費生活に関する体験学習と施設見学を行います。1人でも複数人でも参加可能！毎日の生活に必要な知識を楽しく学びましょう！

日時 **令和元年8月21日(水)**  
午前10時～午後4時10分

## 1 棒はかりを作ってみよう！

算数で勉強した重さなどの「単位」について振り返り、実際に「棒はかり」を工作して身近なものを量ります。

講師 ● (公社) 神奈川県計量協会

## 2 目指せ！買い物マスター！～すごろくで巡る北海道の旅～

すごろくで遊びながら、知っておきたい「お金の使い方や大切さ」について楽しく学習します。

講師 ● 相模女子大学 山口由紀子教授、相模女子大学学生

## 3 商品テスト施設見学

会場となる国民生活センターでは、生活で使う身の回りのモノの安全性などのテストを行っています。施設見学を通じて、身近なモノや家電製品などに潜む危険や注意点を学習します。

講師 ● (独) 国民生活センター 商品テスト部

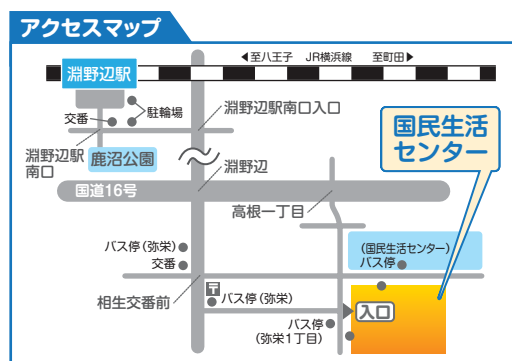
会場 **国民生活センター相模原事務所** **参加費 無料**

対象者 **市内在住、在学の小学5・6年生 30名(申込順)**

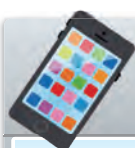
申込み **相模原市消費生活総合センター (042-776-2598)へ電話**

申込期間 **7月15日(月)～8月20日(火)**

持ち物 **昼食・筆記用具・30cm定規**



※車で来場予定の方は、事前にご相談ください。



消費生活に関わる安全・安心情報をお届け！  
**相模原市消費生活メールマガジン**

頻発している  
悪質商法の  
情報

製品事故や  
リコール  
情報

消費生活  
イベント  
情報

その他  
消費生活  
情報



パソコンや携帯電話のメールアドレスをご登録いただいた方に、悪質商法や製品事故などの消費生活に関する情報を、週1回程度、メールでお知らせします。

- QRコードから読み込んだアドレスへ空メール
- 届いた本登録用のメールから登録フォームにアクセス
- 必要事項(年代・性別・お住まいの地域を選択)を入力
- 登録ボタンを押す

消費生活  
相談窓口  
のご案内

## 消費生活総合センター

☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内 (JR相模原駅 セレオ相模原4階)

相談日時：毎日(年末年始を除く) 午前9時～午後4時 ※第2・第4金曜日は午後6時まで  
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません